

大気汚染防止法改正の概要

(1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。

(2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。

(3) 報告及び検査の対象拡大

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

公布日 : 平成25年6月21日

施行日 : 平成26年6月1日

1

改正内容(2) 事前調査の結果等の説明等 (事前調査の義務化)

法第18条の17第1項及び第3項

事前調査（解体等工事の受注者又は自主施工者が実施）

解体等工事（ ）の受注者又は自主施工者は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて調査。

（ ）建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。）

施行規則第16条の5

- 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

2

改正内容(2) 事前調査の結果等の説明等 (事前調査の義務化)

法第18条の17第1項

調査結果等の説明(解体等工事の受注者が実施)

解体等工事の受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて調査し、その結果を書面を交付して発注者に説明。

施行規則第16条の7

- 調査を終了した年月日、調査の方法、調査の結果

調査の結果、特定工事に該当する場合は、届出に必要な事項について書面を交付して発注者に説明。

施行規則第16条の6

➤ 説明の時期

説明は、解体等工事の開始の日までに(当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに)行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、速やかに行うものとする。

3

改正内容(2) 事前調査の結果等の説明等 (事前調査結果の掲示の義務化)

法第18条の17第4項

調査結果の掲示(解体等工事の受注者又は自主施工者が実施)

事前調査を実施した者(解体等工事の受注者又は自主施工者)は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、調査結果等を掲示しなければならない。

施行規則第16条の9

掲示場所

公衆に見やすいように掲示

- 掲示は、掲示板を設けることにより行うこと

掲示内容

調査の結果その他環境省令で定める事項

施行規則第16条の10

- 調査を行った者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名
- 調査を終了した年月日
- 調査の方法
- 特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

4

改正内容(3) 報告及び検査の対象拡大 (報告徴収)

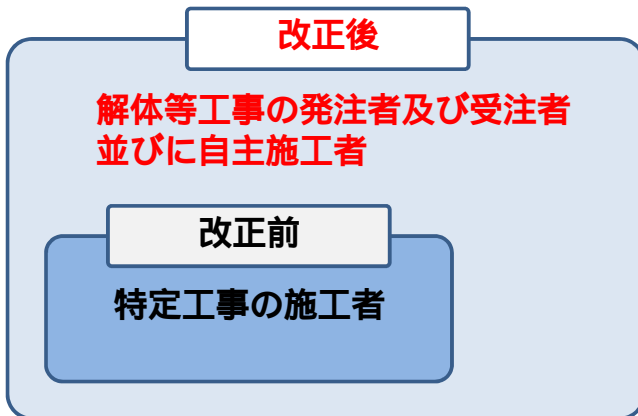
法第26条第1項

実施者：環境大臣、都道府県知事又は政令で定める市の長

対象者：解体等工事の発注者又は受注者、自主施工者、特定工事の施工者

内容：解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項

対象者イメージ



施行令第12条第7項、第8項、第9項

- 環境大臣又は都道府県知事は、解体等工事の発注者に対し、法第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項、同条第3項の環境省令で定める事項及び法第18条の17第1項の規定による調査について報告を求めることができることとする。
- 環境大臣又は都道府県知事は、解体等工事の受注者に対し、法第18条の17第1項の規定による調査について報告を求めることができることとする。
- 環境大臣又は都道府県知事は、自主施工者に対し、法第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項、同条第3項の環境省令で定める事項及び法第18条の17第3項の規定による調査について報告を求めることができることとする。

5

改正内容(3) 報告及び検査の対象拡大 (立入検査)

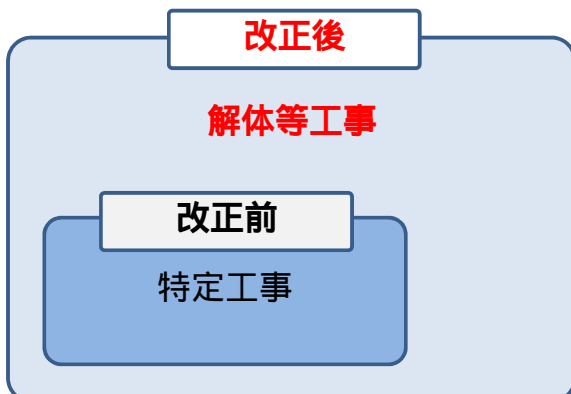
法第26条第1項

実施者：環境大臣、都道府県知事又は政令で定める市の長

対象：解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場

内容：解体等工事に係る建築物等その他の物件

対象イメージ



施行令第12条第8項、第9項

- 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、解体等工事に係る建築物等又は解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類について検査させることができることとする。
- 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、特定工事に係る建築物等又は特定工事の現場に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材(特定粉じん排出等作業の排出又は飛散を抑制するためのものを含む。)並びに関係帳簿書類について検査させることができることとする。

6

作業基準の改正 (負圧確認、集じん・排気装置の正常稼働確認)

法第18条の14

前室の設置、集じん・排気装置の使用が義務付けられている作業について、以下を追加

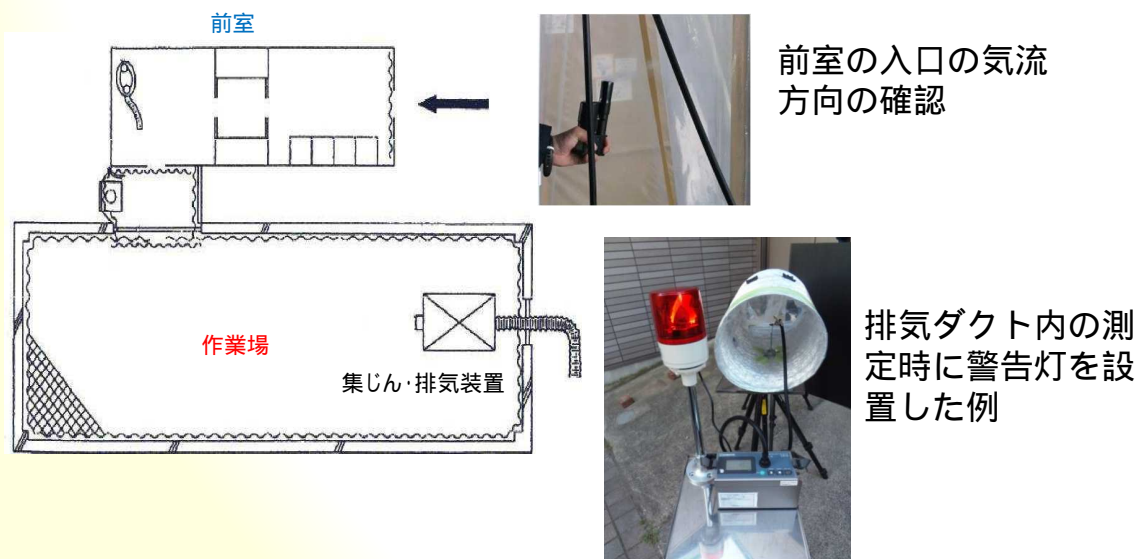
施行規則第16条の4 及び別表第7

- 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
- これらの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。

7

作業基準の改正 (負圧確認、集じん・排気装置の正常稼働確認)

作業イメージ



8